

# 令和5年度包括外部監査 措置内容（令和7年度版）

## 【監査テーマ】子ども部に係る事務の執行及び事業の管理について

### ①指摘事項

※前回の公表から措置内容に変更があった項目のみ記載しております。

項目			ページ
1 子ども未来課	1.1 企画グループ	1.1.1 「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の推進に関する事務 1.1.1.6(2) 基本目標・基本施策の目標指標について	1
	1.2 法人・児童福祉施設グループ	1.2.1 社会福祉法人・児童福祉施設等の指導監督 1.2.1.5(1) 特別指導監査を拒否する施設について	1
		1.2.1 社会福祉法人・児童福祉施設等の指導監督 1.2.1.5(4) といず事件を受けた対応について	2

### ②意見

※前回の公表から措置内容に変更があった項目のみ記載しております。

項目			ページ
1 子ども未来課	1.1 企画グループ	1.1.1 「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の推進に関する事務 1.1.1.6(1) 目標指標について	3

**【令和5年度】**  
**「子ども部に係る事務の執行及び事業の管理について」の指摘事項に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課 (共管課を含む)	指摘事項に対する措置状況
<b>1 子ども未来課</b>			
<b>1.1 企画グループ</b>			
<b>1.1.1 「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の推進に関する事務</b>			
<b>1.1.1.6(2) 基本目標・基本施策の目標指標について</b>			
<p>「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」においては、「基本目標」ごとの「目標指標」として、市民の主観的な指標である「市民満足度」と客観的な指標である「成果指標」の双方に目標値を掲げ、進捗や達成状況を進行管理していくとしている。</p> <p>さらに、「基本目標」に関連する「基本施策」についても重点事業などを中心としていくつかの「目標指標」を設定している。</p> <p>基本施策における目標指標は、課題解決に効果的であり基本施策の推進をけん引する事業などを重点事業として位置付け、重点事業などを中心とした指標を選定しているが、基本目標で定めた成果指標の目標値との関連性が不明確である。宇都宮市によると、基本施策の目標を達成することで、全体として基本目標の目標達成に寄与するものとしているが、基本施策の目標達成が必ずしも基本目標の成果指標の達成に繋がるものとは考えられない。</p> <p>子ども・子育て支援法等に基づく附属機関である「宇都宮市子ども・子育て会議」が、「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の進捗状況について調査審議しており、その議事録を閲覧したところ、令和3年度における進捗状況について、基本目標のうち2つについて、その構成する下位の基本施策の目標指標は「順調、概ね順調」となっているにもかかわらず、成果指標は「やや遅れている」となっており、両者が相反する状況になっている。</p> <p>基本目標の成果指標は、基本施策の目標指標から選定するか、もしくは基本施策の目標指標との相関関係が明確な指標とするなどし、基本施策と基本目標との関連性を保つべきである。</p>	41-43	子ども政策課	<p>「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」につきましては、令和6年度に中間見直しを行い、令和7年2月に後期計画を策定したところであり、基本目標の成果指標につきましては、基本施策の目標指標との関連性を踏まえ、選定しております。</p>
<b>1.2 法人・児童福祉施設グループ</b>			
<b>1.2.1 社会福祉法人・児童福祉施設等の指導監督</b>			
<b>1.2.1.5(1) 特別指導監査を拒否する施設について</b>			
<p>特別指導監査に係るサンプルチェックを実施した結果、過年度の特別指導監査で宇都宮市の特別指導監査を拒否する施設があることが判明した。</p> <p>宇都宮市によると、当該施設について、匿名による情報提供があり、「宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第35条（保育士配置基準）違反が疑われる事項が検出された。ここで、特別指導監査とは「1.2.1.1(1)③ 特別指導監査」に記載したとおり、国が定める法令・通知等に基づき、宇都宮市が事前催告なく実施する緊急性の高い指導監査として位置付けられている。それにも関わらず、当該施設は2度にわたり、園長の不在等を理由として、特別指導監査を拒否している。宇都宮としては顧問弁護士に相談し、施設の了承を得られずに施設に立ち入った場合、令状主義により住居侵入罪に該当する可能性があるとの助言を受けて、巡回指導支援（「1.2.3教育・保育施設等への巡回指導支援の実施」で後述）と定例の一般指導監査でフォローを行い、適宜、施設の状況を注視しているとのことである。</p> <p>しかしながら、これらは、特別指導監査の代替となるものではない。宇都宮市は、児童の処遇上の観点から施設に問題があるとみとめて特別指導監査が必要と判断したのであり、施設が特別指導監査の受け入れを拒否し特別指導監査が実現できない状況のままでは、児童の処遇面における当該施設の問題性について解明できていない状態が継続しているというべきである。</p> <p>宇都宮市はホームページで、認可外保育施設の各施設の詳細な掲載内容を公表しており、「市による指導監査の状況」や「3カ年以上継続して改善を求めている事項」が記載されている。一方、認可児童福祉施設については、「市による指導監査の状況」や「3カ年以上継続して改善を求めている事項」の記載はなく、積極的な開示を行っていない。</p> <p>秋田市等の他市では、認可児童福祉施設と認可外保育施設のいかんに関わらず、「市による指導監査の状況」をホームページで公表している事例もある。宇都宮市の指導監査に強制力がない中で、特別指導監査を拒否しているといった重要な事実については、市民に公表すべきである。また、公表することにより牽制機能を持たせ、特別指導監査の円滑な実施につながると考えられる。</p>	52-53	子ども政策課	<p>当該施設の保育環境につきましては、巡回指導支援や定例指導監査により確認をしております。</p> <p>保育施設の指導監査結果につきましては、令和5年度から、新たに児童に重大な影響を及ぼすおそれがあった場合には、その施設名や指摘内容を公表の対象としたところであり、また、特別指導監査を拒否した施設につきましては、令和7年度から、利用児童の安全確保を図るとともに、牽制機能をもって特別指導監査の円滑な実施につながるができるよう、特別指導監査を拒否した事実について公表することとしたところであり、引き続き、実効性の高い特別指導監査に取り組んでまいります。</p>

**【令和5年度】  
「子ども部に係る事務の執行及び事業の管理について」の指摘事項に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課 (共管課を含む)	指摘事項に対する措置状況
<p>1.2.1.5(4) といず事件を受けた対応について</p> <p>宇都宮市は、託児室といずに関する損害賠償請求の判決が確定したことを受け、判決において示された当時の宇都宮市の対応に対する指摘（通報に基づく立入調査の在り方、警察との連携など）を踏まえ、通報内容に応じた効果的な立入調査の実施や関係機関との連携を行うなど、指導の手法や内容の充実と指導監査体制の強化を図っていくとしている。</p> <p>判決において指摘された事項の中には、①「利用者の苦情や相談又は事故に関する情報等が行政庁に寄せられている場合等、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合」に該当する場合、可及的速やかに「特別の報告」を徴求しなければならないとともに「特別の立入調査」の要否を検討しなければならないとの指摘や、②「特別の立入調査」の方法・内容が不十分であったとの指摘等があり、早急に改善しなければならないと考えられる。宇都宮市は、事件後いくつかの改善策（夜間立入調査の実施や消防との連携強化など）を講じているが、未だ総括的な議論はされておらず、判決で指摘された事項について必要十分な対応策について検証が行われていない。</p> <p>宇都宮市は、外部有識者等で構成する「市重大保育事故再発防止検証委員会」において再発防止策について検討を行った後に対策を講じる方針であるが、未だ開催の目途が立っていない。事件発生後既に9年余り経過しており、検証委員会の結論を待つだけでなく、速やかに宇都宮市としての対応策について検討すべきである。</p>	55	子ども政策課 行政経営課	<p>といず事件を踏まえた再発防止策につきましては、事故後速やかに、専用ダイヤルの設置や夜間立入調査・巡回指導支援などを実施するとともに、警察との連携強化を図るなどの取組を行っております。</p> <p>当該事案の総括的な議論につきましては、外部有識者による検証委員会を早期に開催し、より実効性の高い再発防止策を御提言いただきたいと考えております。現在、新たな検証委員会の開催を担当する行政経営課におきまして、委員の選任方法等を見直すなど、御遺族の意向を踏まえた新たな検証委員会として、宇都宮市認可外保育施設乳児死亡事件検証委員会条例を令和7年9月30日付けで施行し、検証委員会の開催に向けて準備を進めております。</p>

**【令和5年度】  
「子ども部に係る事務の執行及び事業の管理について」の意見に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課 (共管課を含む)	意見に対する措置状況
1 子ども未来課			
1.1 企画グループ			
1.1.1 「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の推進に関する事務			
1.1.1.6 (1) 目標指標について			
<p>「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」においては、「基本理念」の達成状況をはかる指標を、プラン全体の「目標指標」として、「希望出生率」を設定し、計画期間において1.72以上を目指すとしている。</p> <p>宇都宮市の「希望出生率」は、以下の算定式で算出される。</p> <p>(①既婚者の割合×②予定する子どもの数+③未婚者の割合×④結婚希望割合×⑤未婚者の希望する子どもの数)×⑥離婚等の影響</p> <p>「第1次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の目標指標であった「合計特殊出生率」は、15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計であるため、出生率が低い若年未婚女性が他地域に流出すると「合計特殊出生率」は上昇することから、地域ごとの少子化の実態を表していないとされる。そのため、「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」においては、若い世代が、結婚や出産、子育てに希望を見出せるとともに、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望する数の子どもを持つ社会をつくることを、少子化対策における基本的な目標とすべきことから、より適切な目標指標として「希望出生率」を第2次プランより設定している。</p> <p>前述したように、「希望出生率」は「既婚者の割合」、「予定子ども人数」、「結婚希望の割合」等により算出されるが、具体的にどのような施策がこれらの指数を向上させるかについて明確になっていない。宇都宮市は、個別の施策が直接的に「希望出生率」を押し上げるものではなく、構成する基本施策を推進することで、結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会が実現し、プラン全体の目標である「希望出生率」が向上していくものと考えている。しかし、目標指数として設定した以上は、目標指標を達成するための施策を実行していくことが当然であり、現状のように目標指標と基本施策との関連性が不明確な状況では、仮に基本施策が達成したとしても目標指標が達成できない結果になることも否定できない。プランの最終総括において、効果的な評価や課題抽出を行うためにも、目標指標と基本施策との具体的な結びつきを明らかにすべきである。</p> <p>また、宇都宮市が採用している「希望出生率」は、女性の調査結果から算定している。若い世代が希望する子どもを持つためには、女性の意思のみで決まるものではない。男性の調査結果も考慮すべきと考えられる。</p>	40	子ども政策課	<p>「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」につきましては、令和6年度に中間見直しを行い、令和7年2月に後期計画を策定したところであり、選定したプラン全体に係る目標指標につきましては、基本施策との関連性を持たせた指標としております。</p> <p>また、希望出生率の算出方法につきましては、国が定めた算出式に基づき算出しておりますことから、今後、国の動向等を踏まえて対応してまいります。</p>